

令和4年度 公文書開示（11月決定分）

## 令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	總 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
10	R4. 9. 6	R4. 11. 4	・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業基本協定その1 ・民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーキングテスト（仮称）事業基本協定その2 ・実施協定の締結について起案原議 ・東京都中学校英語スピーキングテスト事業実施協定（令和4年度） ・覚書の締結について起案原議 ・事業の方針変更等に関する覚書 ・中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）先生向けWebサイトに関する利用規約	1		1									1	1	1		・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため ・事業者の社員名は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため ・試験の採点に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・試験の実施体制に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・試験監督のあり方に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・事業者の事業活動を行うまでのノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため ・事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため	教育庁指導部 管理課
11	R4. 9. 6	R4. 11. 4	東京都中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の個人情報管理（申し込み時の登録に関わるものも含む）に関して、実施事業者とのやり取りのメール				1				1				1			・事業者の事業活動を行うまでのノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため ・実施事業者との間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、実施事業者からの信頼を不当に損なうおそれがあり、今後の事務運営上支所を及ぼすため	教育庁指導部 管理課	
12	R4. 9. 6	R4. 11. 4	東京都中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の個人情報管理（申し込み時の登録に関わるものも含む）に関して区市町村教委や学校への通知などの一切の文書や図面や電磁的記録					1									請求に係る文書は作成しておらず、存在しないため	教育庁指導部 管理課		
13	R4. 9. 6	R4. 11. 4	・平成31年度東京都立高等学校入学者選抜委員会第4回、特別部会（第1回～第3階）、第6回 ・令和2年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会第1回、第4回、第5階 ・令和3年東京都立高等学校入学者選抜検討委員会第1回～第3階、特別部会（第1回、第2回）、臨時会 ・令和4年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会第4回 ・3教学高第730号「令和4年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱及び細目」の制定について	1	1														教育庁指導部 管理課	
14	R4. 9. 9	R4. 11. 8	御意見フォーム、相談カード、都民の声総合窓口から各都民の声窓口へ・B票、送付状（B票）、団体からの要請等文書	1		1												・個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため ・開示が前提となると、率直な意見等が妨げられることになり、校長業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・公にすることにより業務に関係のないメールの受信・着信が生じるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁総務部 広報統計課	
15	R4. 9. 22	R4. 11. 9	・臨時的任用教職員採用候補者選考実施要項に、「賞罰」欄を削除し、「刑罰・処分歴」欄を新設することについて、都教委内で協議した文書一式 ・「処分欄」新設に当たり、都教委が弁護士や「元法務監察課長等の経験者」と協議した文書一式 ・「処分歴」欄新設に当たり、都教委が（1）文科省、（2）現・元の都議等の政治家や現・元の教育委員、（3）●●等の政治団体と協議したりやり取りした文書一式						1								当該請求に係る文書は作成しておらず、存在しない。	教育庁人事部 職員課		

令和4年度 公文書開示（11月決定分）

## 令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	總 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
22	R4. 9. 14	R4. 11. 11	・都立大崎高等学校外 11 校図書館管理業務委託（中部）（単価契約）委託契約・支出関係書類 ・都立赤羽商業高等学校図書館管理業務委託（単価契約）委託契約・支出関係書類 ・都立戸山高等学校外 8 校図書館管理業務委託（中部）（単価契約）委託契約・支出関係書類 ・都立武蔵丘高等学校外 8 校図書館管理業務委託（中部）（単価契約）委託契約・支出関係書類 ・都立雪谷高等学校図書館管理業務委託（中部）（単価契約）委託契約・支出関係書類 ・都立練馬高等学校外 8 校図書館管理業務委託（中部）（単価契約）委託契約・支出関係書類 ・都立雪谷高等学校外 8 校図書館管理業務委託（中部）（単価契約）委託契約・支出関係書類 ・都立武蔵丘高等学校外 9 校図書館管理業務委託（中部）（単価契約）委託契約・支出関係書類 ・都立大崎高等学校外 13 校図書館管理業務委託（中部）（単価契約）委託契約・支出関係書類	3979		1												・事業者の口座情報は、公にすることにより、関係のない金額が振り込まれるなど、事業実施に支障を及ぼすおそれがあるため ・契約業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため ・契約の数量、単価、推定金額等は、公にすることにより、入札の競争性及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	東京都中部学 校経営支援セ ンター
23	R4. 9. 14	R4. 11. 11	・都立忍岡高等学校外11校 図書館管理業務委託（東部）（単価契約）委託契約・支出関係書類 ・都立向丘高等学校外 8 校 図書館管理業務委託（東部）（単価契約）委託契約・支出関係書類 ・都立蔵前工業高等学校外 8 校 図書館管理業務委託（東部）（単価契約）委託契約・支出関係書類 ・都立一橋高等学校外 8 校 図書館管理業務委託（東部）（単価契約）委託契約・支出関係書類 ・都立忍岡高等学校外15校 図書館管理業務委託（東部）（単価契約）委託契約・支出関係書類 ・都立向丘高等学校外 8 校 図書館管理業務委託（東部）（単価契約）委託契約・支出関係書類 ・都立蔵前工業高等学校外 8 校 図書館管理業務委託（東部）（単価契約）委託契約・支出関係書類 ・都立日本橋高等学校外 1 校 図書館管理業務及び利用状況調査委託（東部）（単価契約）委託契約・支出関係書類 ・都立橋高等学校 図書館管理業務及び利用状況調査委託（東部）（単価契約）委託契約・支出関係書類	4006		1												・事業者の口座情報は、公にすることにより、関係のない金額が振り込まれるなど、事業実施に支障を及ぼすおそれがあるため ・契約業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため ・契約の数量、単価、推定金額等は、公にすることにより、入札の競争性及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	東京都東部学 校経営支援セ ンター
24	R4. 9. 14	R4. 11. 11	・都立町田高等学校外11校図書館管理業務委託（西部）（単価契約）委託契約・支出関係書類 ・都立坪島高等学校外 8 校図書館管理業務委託（西部）（単価契約）委託契約・支出関係書類 ・都立野津田高等学校外 8 校図書館管理業務委託（西部）（単価契約）委託契約・支出関係書類 ・都立富士森高等学校外12校図書館管理業務委託（西部）（単価契約）委託契約・支出関係書類	3948		1				1	1	1	1					・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・事業者の口座情報は、公にすることにより、関係のない金額が振り込まれるなど、事業実施に支障を及ぼすおそれがあるため ・契約業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため ・契約の数量、単価、推定金額等は、公にすることにより、入札の競争性及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	東京都西部学 校経営支援セ ンター
25	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿（令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分）	1554		1				1	1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立一橋高等 学校
26	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿（令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分）	1356		1				1	1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立大崎高等 学校
27	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿（令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分）	1346		1				1	1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立八潮高等 学校

## 令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	總 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
28	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1529		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立小山台高等学校
29	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1446		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立雪谷高等学校
30	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1412		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立大森高等学校
31	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1436		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立田園調布高等学校
32	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和2年度分及び令和3年度分)	932		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立蒲田高等学校
33	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分)					1									当該年度は、委託契約が締結されていないため、存在しない。	都立蒲田高等学校	
34	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1385		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立つばさ総合高等学校
35	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1300		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立六本木高等学校
36	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1374		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立六郷工科高等学校
37	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1151		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立芝商業高等学校
38	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和2年度分及び令和3年度分)	1252		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立大田桜台高等学校
39	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分)					1									当該年度は、委託契約が締結されていないため、存在しない。	都立大田桜台高等学校	
40	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1522		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立戸山高等学校
41	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1493		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立目黒高等学校
42	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和2年度分及び令和3年度分)	984		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立青山高等学校
43	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分)					1									当該年度は、委託契約が締結されていないため、存在しない。	都立青山高等学校	

## 令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	總 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
44	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1373		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立松原高等学校
45	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1424		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立桜町高等学校
46	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1373		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立千歳丘高等学校
47	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1343		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立深沢高等学校
48	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1367		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立世田谷泉高等学校
49	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1620		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立新宿山吹高等学校
50	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1351		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立芦花高等学校
51	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1376		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立第一商業高等学校
52	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1381		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立総合工科高等学校
53	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1380		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立園芸高等学校
54	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1337		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立総合芸術高等学校
55	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1515		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立富士高等学校
56	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1451		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立武蔵丘高等学校
57	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1327		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立荻窪高等学校
58	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1447		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立石神井高等学校

## 令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	總 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
59	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1510		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立大泉高等学校
60	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1373		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立練馬高等学校
61	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1360		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立田柄高等学校
62	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1217		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立杉並総合高等学校
63	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1398		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立稔ヶ丘高等学校
64	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1379		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立大泉桜高等学校
65	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1385		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立第四商業高等学校
66	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1344		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立中野工業高等学校
67	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和3年度分)	455		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立杉並工業高等学校
68	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分及び令和2年度分)					1									当該年度分は廃棄済であるため、存在しない。	都立杉並工業高等学校	
69	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1347		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立練馬工業高等学校
70	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1392		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立農芸高等学校
71	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1460		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立向丘高等学校
72	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1392		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立豊島高等学校
73	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1520		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立文京高等学校

## 令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	總 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
74	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1463		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立北園高等学校
75	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1387		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立大山高等学校
76	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1370		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立桐ヶ丘高等学校
77	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和2年度分及び令和3年度分)	905		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立王子総合高等学校
78	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分)					1									当該年度は、委託契約が締結されていないため、存在しない。	都立王子総合高等学校	
79	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1392		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立飛鳥高等学校
80	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1336		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立板橋有徳高等学校
81	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1369		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立千早高等学校
82	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分)	460		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立赤羽北桜高等学校
83	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和2年度分及び令和3年度分)					1									・本校は、平成31年度末に閉校した赤羽商業高等学校を改修（令和2年度施工）し、令和3年度に開校した学校である。 ・よって、令和2年度は委託契約が締結されていないため、存在しない。 ・また、令和3年度は司書職員を採用しており委託契約は締結されていないため、存在しない。	都立赤羽北桜高等学校	
84	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和2年度分及び令和3年度分)	1182		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立日本橋高等学校
85	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分)					1									当該年度は、委託契約が締結されていないため、存在しない。	都立日本橋高等学校	
86	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1389		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立忍岡高等学校
87	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1369		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立上野高等学校
88	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1503		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立江北高等学校

## 令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	總 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
89	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1327		1				1		1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立淵江高等学校
90	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1337		1				1		1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立足立西高等学校
91	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1369		1				1		1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立青井高等学校
92	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1376		1				1		1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立足立新田高等学校
93	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1407		1				1		1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立晴海総合高等学校
94	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1349		1				1		1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立小台橋高等学校
95	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1327		1				1		1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立浅草高等学校
96	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1336		1				1		1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立蔵前工業高等学校
97	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1379		1				1		1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立荒川工業高等学校
98	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1360		1				1		1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立足立工業高等学校
99	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和2年度分及び令和3年度分)	920		1				1		1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立本所高等学校
100	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分)					1										当該年度分は廃棄済であるため、存在しない。	都立本所高等学校	
101	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1452		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立葛飾野高等学校	
102	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1390		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立南葛飾高等学校	

## 令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	總 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
103	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1463		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立深川高等学校
104	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1467		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立東高等学校
105	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1481		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立城東高等学校
106	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1494		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立江戸川高等学校
107	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1398		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立葛西南高等学校
108	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1342		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立篠崎高等学校
109	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1449		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立紅葉川高等学校
110	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1403		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立葛飾総合高等学校
111	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1391		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立葛飾商業高等学校
112	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1363		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立江東商業高等学校
113	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1386		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立第三商業高等学校
114	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1324		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立墨田工業高等学校
115	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1394		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立農産高等学校
116	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1721		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立橘高等学校
117	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1400		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立富士森高等学校

## 令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	總 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
118	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1394		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立片倉高等学校
119	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1384		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立八王子北高等学校
120	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1405		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立松が谷高等学校
121	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1482		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立日野高等学校
122	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1497		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立日野台高等学校
123	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1394		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立南平高等学校
124	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1480		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立町田高等学校
125	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1398		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立野津田高等学校
126	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1390		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立山崎高等学校
127	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1493		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立翔陽高等学校
128	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1314		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立八王子拓真高等学校
129	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1361		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立町田工業高等学校
130	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1403		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立八王子桑志高等学校
131	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1601		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立砂川高等学校
132	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1318		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立拝島高等学校

## 令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	總 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
133	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1379	1					1	1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立武蔵村山高等学校
134	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1398	1					1	1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立多摩高等学校
135	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1386	1					1	1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立福生高等学校
136	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1355	1					1	1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立羽村高等学校
137	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1367	1					1	1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立五日市高等学校
138	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1457	1					1	1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立青梅総合高等学校
139	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1373	1					1	1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立上水高等学校
140	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1372	1					1	1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立瑞穂農芸高等学校
141	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1508	1					1	1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立武蔵野北高等学校
142	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1431	1					1	1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立保谷高等学校
143	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1330	1					1	1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立久留米西高等学校
144	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1304	1					1	1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立田無高等学校
145	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1459	1					1	1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立小平西高等学校
146	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和2年度分及び令和3年度分)	436	1					1	1							・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立東村山高等学校
147	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分)						1								当該年度分は廃棄済であるため、存在しない。	都立東村山高等学校	

## 令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	總 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
148	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1453		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立清瀬高等学校
149	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1493		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立小平南高等学校
150	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1345		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立東村山西高等学校
151	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1472		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立東久留米総合高等学校
152	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1342		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立田無工業高等学校
153	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1417		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立多摩科学技術高等学校
154	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1496		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立調布北高等学校
155	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1443		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立調布南高等学校
156	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1457		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立狛江高等学校
157	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1459		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立府中高等学校
158	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1392		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立府中西高等学校
159	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1370		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立永山高等学校
160	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1387		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立若葉総合高等学校
161	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1437		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立第五商業高等学校
162	R4. 9. 14	R4. 11. 11	図書館管理業務委託の業務日誌及び履行確認簿 (令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分)	1373		1				1		1						・契約業者の業務従事者の個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため ・契約業者の業務従事者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都立府中工業高等学校

## 令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	總 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
163	R4. 10. 31	R4. 11. 14	平成31年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」区市別の平均正答率(数学)	1	1														教育庁指導部管理課
164	R4. 10. 31	R4. 11. 14	・平成29年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」区市別の平均正答率(数学) ・平成30年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」区市別の平均正答率(数学)					1										本件に係る公文書は、保存期間が3年であり、平成30年度以前の文書は保存期間が過ぎていることから、保管しておらず存在しないため	教育庁指導部管理課
165	R4. 10. 31	R4. 11. 14	2022年7月28日に行われた令和4年東京都教育委員会第11回定例会の会議を記録した音声データ					1										当該会議については録音はしておらず、また、音声データも取得していないため、不存在である。	教育庁総務部教育政策課
166	R4. 10. 31	R4. 11. 14	・2022年4月21日に行われた令和4年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）の会議を記録した音声データ ・2022年5月30日に行われた令和4年度東京都教科用図書選定審議会（第2回）の会議を記録した音声データ					1										当該会議については、音声データを取得しておらず存在しないため	教育庁指導部管理課
167	R4. 11. 8	R4. 11. 14	平成4年5月27日付4教生文第149号「埋蔵文化財調査の都の対応について」	1	1														教育庁地域教育支援部管理課
168	R4. 11. 10	R4. 11. 15	・令和2年3月26日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和元年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象623校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた579校 ・令和3年3月25日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和2年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象623校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた578校 ・令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合（個表） 一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和3年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一 調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	42	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
169	R4. 9. 16	R4. 11. 15	令和4年9月15日文教委員会における請願4第9号（中学校英語スピーキングテスト結果の都立高校入試への活用の延期・見直しに関する請願）の審査に関する以下のもの ・文教委員会へ提出した「文教委員会付託 請願・陳情審査説明表」の検討プロセスや意思決定プロセスの一切の文書、図面及び電磁的記録 ・文教委員会各委員とのやり取りに関する一切の文書、図面及び電磁的記録	1			1								1	1		・東京都議会に提出した「文教委員会付託 請願・陳情審査説明表」は、請願者の請願内容に対する現在の状況等を記載したものである。当該資料より前に作成された検討、意思決定のため資料は、都内部における審議、検討過程の未確定な情報である。また、委員とのやり取りに関する文書等は、事務事業に関する事実確認などを主眼とした当該会派との意見交換に関連して作成・入手したものであり、それらに記載された情報は、検討過程の未確定なものである。未確定な情報である本件文書等の内容が公になることにより、今後、東京都内部等における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性を損なうおそれ又は検討段階の情報が都の公式見解若しくは事実と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがある。 ・東京都議会に提出した「文教委員会付託 請願・陳情審査説明表」は、請願者の請願内容に対する現在の状況等を記載したものである。当該資料より前に作成された検討、意思決定のため資料は、都内部における審議、検討過程の未確定な情報である。また、委員とのやり取りに関する文書等は、事務事業に関する事実確認などを主眼とした当該会派との意見交換に関連して作成・入手したものであり、それらに記載された情報は、検討過程の未確定なものである。未確定な情報である本件文書の内容が公になることにより、検討段階の情報が都の公式見解又は事実と誤解されるおそれがあり、その結果、本件文書の内容に係る事業について、今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、本件文書が公になることにより、信頼関係に基づいてやり取りを行った議員及び委員からの実施機関に対する信頼を損なうおそれがあり、その結果、今後の都議会において円滑な議事進行ができなくなるなど、議会運営事務に支障を及ぼすおそれがある。	教育庁指導部管理課

## 令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定期年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
170	R4. 9. 16	R4. 11. 15	令和4年9月15日文教委員会における請願4第9号（中学校英語スピーキングテスト結果の都立高校入試への活用の延期・見直しに関する請願）の審査に関する以下のもの ・文教委員会へ提出した「文教委員会付託 請願・陳情審査説明表」の検討プロセスや意思決定プロセスの一切の文書、図面及び電磁的記録 ・文教委員会各委員とのやり取りに関する一切の文書、図面及び電磁的記録	1			1								1	1			・東京都議会に提出した「文教委員会付託 請願・陳情審査説明表」は、請願者の請願内容に対する現在の状況等を記載したものである。当該資料より前に作成された検討、意思決定のため資料は、都内部における審議、検討過程の未確定な情報である。また、委員とのやり取りに関する文書等は、事務事業に関する事実確認などを主眼とした当該会派との意見交換に関連して作成・入手したものであり、それらに記載された情報は、検討過程の未確定なものである。未確定な情報である本件文書等の内容が公になることにより、今後、東京都内部等における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性を損なうおそれ又は検討段階の情報が都の公式見解若しくは事実と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがある。 ・東京都議会に提出した「文教委員会付託 請願・陳情審査説明表」は、請願者の請願内容に対する現在の状況等を記載したものである。当該資料より前に作成された検討、意思決定のため資料は、都内部における審議、検討過程の未確定な情報である。また、委員とのやり取りに関する文書等は、事務事業に関する事実確認などを主眼とした当該会派との意見交換に関連して作成・入手したものであり、それらに記載された情報は、検討過程の未確定なものである。未確定な情報である本件文書の内容が公になることにより、検討段階の情報が都の公式見解又は事実と誤解されるおそれがあり、その結果、本件文書の内容に係る事業について、今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、本件文書が公になることにより、信頼関係に基づいてやり取りを行った議員及び委員からの実施機関に対する信頼を損なうおそれがあり、その結果、今後の都議会において円滑な議事進行ができないなど、議会運営事務に支障を及ぼすおそれがある。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
171	R4. 9. 16	R4. 11. 15	出張復命書	1	1														教育庁指導部管理課	
172	R4. 9. 16	R4. 11. 15	・実施起案原議 ・旅費支出原議 ・支出命令書 ・出張記録 ・調定額通知書 ・事業者との打合せ資料 ・●●●●打合せ記録	1		1				1	1	1	1	1				・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため ・法人たる事業者の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれるため ・当該資料は、事業者の事業活動を行う上でのノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわると認められるため ・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため ・試験運営の根幹に係る事項であるため、当該箇所を開示すると、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・当該資料は、試験の制度設計に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・公にすることにより、関係のない金額が振り込まれるなど、会計処理の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部管理課	
173	R4. 11. 4	R4. 11. 16	マスクの着用が新型コロナウイルスの感染拡大防止に効果があるという科学的根拠を立証する文書					1										請求に係る文書は作成しておらず、存在しないため	教育庁総務部総務課	
174	R4. 11. 2	R4. 11. 16	令和●年●月●日に●●●が連名で提出した、要望書に関して、 ・この要望に対して都教委が検討した全検討プロセスや意思決定のプロセスなどの一切の文書や図面や電磁的記録 ・要望書の対応にあたり、関係部局とのやり取りに関する一切の文書や図面や電磁的記録					1										要望書の内容を検討した文書、意思決定のプロセスに関する文書、関係部局とのやり取りに関する文書は作成していないため	教育庁指導部管理課	

令和4年度 公文書開示（11月決定分）

## 令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	總 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
183	R4. 11. 22	R4. 11. 29	学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022. 4. 1. Ver8）について『学校においては、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの蜜」を避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を徹底することが必要です。』と記載されていますが、これらの科学的根拠及び論文等					1										請求に係る文書は作成及び取得しておらず存在しないため	教育庁総務部 総務課
184	R4. 10. 15	R4. 11. 29	都議会文教委員会において、英語スピーチング中止を求める請願審査を行われた際、都民ファ会派が提案した、不受験者の扱いの厳格化を含む4つの対応について ・提案内容について、都教委内の検討プロセスや意思決定のプロセスなどの一切の文書や図面や電磁的記録 ・都民ファ文教委員とのやり取りなどの一切の文書や図面や電磁的記録					1										請求に係る文書は作成しておらず、存在しないため	教育庁指導部 管理課
185	R4. 10. 1	R4. 11. 30	令和4年9月30日文教委員会における議員提出議案第11号（東京都立高等学校の入学者の選抜方法に関する条例）に関する以下のもの ・文教委員会での答弁内容に関する検討プロセスや意思決定のプロセスの一切の文書、図面及び電磁的記録 ・文教委員会各委員とのやり取りに関する一切の文書、図面及び電磁的記録					1						1	1			・東京都議会に提出した「文教委員会付託 請願・陳情審査説明表」は、請願者の請願内容に対する現在の状況等を記載したものである。当該資料より前に作成された検討、意思決定のため資料は、都内部における審議、検討過程の未確定な情報である。また、委員とのやり取りに関する文書等は、事務事業に関する事実確認などを主眼とした当該会派との意見交換に関連して作成・入手したものであり、それらに記載された情報は、検討過程の未確定なものである。未確定な情報である本件文書等の内容が公になることにより、今後、東京都内部等における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性を損なうおそれ又は検討段階の情報が都の公式見解若しくは事実と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがある。 ・東京都議会に提出した「文教委員会付託 請願・陳情審査説明表」は、請願者の請願内容に対する現在の状況等を記載したものである。当該資料より前に作成された検討、意思決定のため資料は、都内部における審議、検討過程の未確定な情報である。また、委員とのやり取りに関する文書等は、事務事業に関する事実確認などを主眼とした当該会派との意見交換に関連して作成・入手したものであり、それらに記載された情報は、検討過程の未確定なものである。未確定な情報である本件文書の内容が公になることにより、検討段階の情報が都の公式見解又は事実と誤解されるおそれがあり、その結果、本件文書の内容に係る事業について、今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、本件文書が公になることにより、信頼関係に基づいてやり取りを行った議員及び委員からの実施機関に対する信頼を損なうおそれがあり、その結果、今後の都議会において円滑な議事進行ができなくなるなど、議会運営事務に支障を及ぼすおそれがある。	教育庁指導部 管理課

## 令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定期年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
186	R4. 10. 1	R4. 11. 30	令和4年9月30日文教委員会における議員提出議案第11号（東京都立高等学校の入学者の選抜方法に関する条例）に関する以下のもの ・文教委員会での答弁内容に関する検討プロセスや意思決定のプロセスの一切の文書、図面及び電磁的記録 ・文教委員会各委員とのやり取りに関する一切の文書、図面及び電磁的記録					1							1	1			・東京都議会に提出した「文教委員会付託 請願・陳情審査説明表」は、請願者の請願内容に対する現在の状況等を記載したものである。当該資料より前に作成された検討、意思決定のため資料は、都内部における審議、検討過程の未確定な情報である。また、委員とのやり取りに関する文書等は、事務事業に関する事実確認などを主眼とした当該会派との意見交換に関連して作成・入手したものであり、それらに記載された情報は、検討過程の未確定なものである。未確定な情報である本件文書等の内容が公になることにより、今後、東京都内部等における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性を損なうおそれ又は検討段階の情報が都の公式見解若しくは事実と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがある。 ・東京都議会に提出した「文教委員会付託 請願・陳情審査説明表」は、請願者の請願内容に対する現在の状況等を記載したものである。当該資料より前に作成された検討、意思決定のため資料は、都内部における審議、検討過程の未確定な情報である。また、委員とのやり取りに関する文書等は、事務事業に関する事実確認などを主眼とした当該会派との意見交換に関連して作成・入手したものであり、それらに記載された情報は、検討過程の未確定なものである。未確定な情報である本件文書の内容が公になることにより、検討段階の情報が都の公式見解又は事実と誤解されるおそれがあり、その結果、本件文書の内容に係る事業について、今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、本件文書が公になることにより、信頼関係に基づいてやり取りを行った議員及び委員からの実施機関に対する信頼を損なうおそれがあり、その結果、今後の都議会において円滑な議事進行ができなくなるなど、議会運営事務に支障を及ぼすおそれがある。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
187	R4. 10. 1	R4. 11. 30	・都教委が文部科学省に相談した際の資料① ・都教委が文部科学省に相談した際の資料② ・文部科学省の見解を聞き取った資料	11		1									1	1			・未確定な情報である本件文書等の内容が公になることにより、今後、東京都内部、東京都及び文部科学省相互間における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性を損なうおそれ又は検討段階の情報が都の公式見解若しくは事実と誤解され、都民の間に混乱を生じせるおそれがある。 ・未確定な情報である本件文書の内容が公になることにいより、検討段階の情報が都の公式見解又は事実と誤解されるおそれがあり、その結果、本件文書の内容に係る事業について、今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、本件文書が公になることにより、信頼関係に基づいてやり取りを行った文部科学省からの実施機関に対する信頼を損ねるおそれがあり、その結果、今後の文科省とのやり取りが円滑にできなくなるなど、業務遂行に支障を及ぼすおそれがある。 ・職員個人のメールアドレス及び内線番号は、公にすることにより業務に關係のないメールの受信・着信が生じるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	教育庁総務部教育政策課
188	R4. 10. 1	R4. 11. 30	・令和5年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会（第1回） ・令和5年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会（第2回） ・令和5年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会（第3回） ・令和5年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会（第4回）	1	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
189	R4. 10. 1	R4. 11. 30	令和4年9月22日付令和5年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会報告について ・特別部会の委員名簿、議事録及び配布資料など一切の文書、図面及び電磁的記録 ・幹事会の議事録などの一切の文書、図面及び電磁的記録					1										・令和5年度東京都立高等学校入学者選抜検討委員会の特別部会は開催されておらず、請求に係る公文書は存在しないため ・幹事会に係る議事録は作成しておらず、請求に係る公文書は存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	

## 令和4年度 公文書開示（11月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	總 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
190	R4. 10. 15	R4. 11. 30	都議会文教委員会において、英語スピーキング中止を求める請願審査を行われた際、都民ファ会派が提案した、不受験者の扱いの厳格化を含む4つの対応について ・提案内容について、都教委内の検討プロセスや意思決定のプロセスなどの一切の文書や図面や電磁的記録 ・都民ファ文教委員とのやり取りなどの一切の文書や図面や電磁的記録					1							1	1		・東京都議会に提出した「文教委員会付託 請願・陳情審査説明表」は、請願者の請願内容に対する現在の状況等を記載したものである。当該資料より前に作成された検討、意思決定のため資料は、都内部における審議、検討過程の未確定な情報である。また、委員とのやり取りに関する文書等は、事務事業に関する事実確認などを主眼とした当該会派との意見交換に関連して作成・入手したものであり、それらに記載された情報は、検討過程の未確定なものである。未確定な情報である本件文書等の内容が公になることにより、今後、東京都内部等における率直な意見交換若しくは意思決定の中立性を損なうおそれ又は検討段階の情報が都の公式見解若しくは事実と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがある。 ・東京都議会に提出した「文教委員会付託 請願・陳情審査説明表」は、請願者の請願内容に対する現在の状況等を記載したものである。当該資料より前に作成された検討、意思決定のため資料は、都内部における審議、検討過程の未確定な情報である。また、委員とのやり取りに関する文書等は、事務事業に関する事実確認などを主眼とした当該会派との意見交換に関連して作成・入手したものであり、それらに記載された情報は、検討過程の未確定なものである。未確定な情報である本件文書の内容が公になることにより、検討段階の情報が都の公式見解又は事実と誤解されるおそれがあり、その結果、本件文書の内容に係る事業について、今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、本件文書が公になることにより、信頼関係に基づいてやり取りを行った議員及び委員からの実施機関に対する信頼を損なうおそれがあり、その結果、今後の都議会において円滑な議事進行ができなくなるなど、議会運営事務に支障を及ぼすおそれがある。	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
191	R4. 11. 2	R4. 11. 30	令和4年11月1日に行われた都議会文教委員会において、文教委員の質問に対して都立学校教育部長が「入試で四技能を測るのが大前提でございます」との答弁に関して、都教委全体の全検討プロセスや意思決定のプロセスなどの一切の文書や図面や電磁的記録					1									請求に係る公文書は作成しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	